

なお、藤沢市介護保険課ホームページ（<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>）に、取扱いについての通知とQ & Aが掲載されています。



Q & A

Q 全ての福祉用具貸与事業所が、対象となる用品を同じように扱っていますか。

A 事業所により取り扱っている商品、単位数が異なります。複数のサービス提供事業所と情報交換を行い、適切なものをレンタルできるようにすることが大切です。



ケアマネチェック項目

- 試しに使いたいという希望に対応できるよう、事業所との連携が取りやすくなっていますか。
- 要介護度で一律に判断せず、個々の状況に合わせ必要性を検討しましたか。
- 適切な福祉用具の活用ができているか、定期的にモニタリングで確認していますか。
- 利用者が軽度者であった場合、利用者の状態によって、必要な手続きを行っていますか。

⑫（介護予防）福祉用具購入費の支給

直接利用者の身体に触れる特定福祉用具については、貸与ではなく購入した際の費用が支給されます。都道府県の指定を受けた福祉用具販売事業所で国が定めた福祉用具を購入した場合、1年間（4月1日～翌3月31日）で10万円を上限額とし、購入費用の9割、8割、7割相当分が償還払いで支給されます。

福祉用具貸与と同様に十分なアセスメントを行い、ケアプランに位置付ける必要があります。なお、支給を受けるには、領収証、パンフレット等の必要書類を添えて、市町村に支給申請をする必要があります。

福祉用具購入の用具の種目

- ①腰掛便座 ②入浴補助用具 ③簡易浴槽 ④移動用リフトのつり具の部分
- ⑤自動排泄処理装置の交換可能部品 ⑥排泄予測支援機器 ⑦スロープ（注）
- ⑧歩行器（注） ⑨歩行補助杖（注）

【（注）選択制の対象の福祉用具種目・種類】

- 固定用スロープ ○ 歩行器（歩行車を除く） ○ 単点杖（松葉づえを除く） ○ 多点杖

【対象者の判断と判断体制・プロセス】

利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこととする。